

招集期日 平成23年6月17日（金曜日）

招集場所 入間市庁舎（B棟）5階第3委員会室

開 会 6月17日（金曜日）午前 9時35分

閉 会 6月17日（金曜日）午前10時42分

出席委員 委員長 永澤美恵子 副委員長 小島清人
委員 小出 亘 委員 安道佳子
委員 堤 利夫 委員 宮岡幸江
委員 宮岡治郎

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 市民部長 教育総務部長
生涯学習部長 関係職員

委員会に出席した事務局職員 沼井俊明 佐藤大輔

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時35分）

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより福祉教育常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、委員長より申し上げます。本日の福祉教育常任委員会の審査に際し、委員会傍聴の申し出があります。

ここで、お諮りいたします。本日の福祉教育常任委員会の審査については、傍聴を許可することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、傍聴を許可することに決しました。

ここで休憩いたします。

午前 9時36分 休憩

午前 9時37分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、補正予算1件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、1日間とすることに決定いたしました。

△ 議案上程

議案第50号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第1号）のうち所管のもの

委員長 議案第50号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第1号）のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、市民部所管のものについて市民部長より説明を求めます。

概要説明

市民部長 議案第50号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第1号）の中から市民部所管のものにつきまして概要をご説明申し上げます。

補正予算説明書9ページから10ページ、歳出、款2総務費、項1総務管理費、目15産業文化センター費の大事業、管理運営費、中小事業、修繕費72万5,000円の増額につきましては、3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震によります産業文化センターB棟3階理科実験室のガラスブロックの目地が剥落いたしましたして、利用者の安全な通行に支障を来しているため、剥落部分周辺の目地を取り除き、再度目地詰めを行う経費でございます。

続きまして、目17防災・国民保護費103万円の増額のうち、大事業、防災意識啓発事業20万円につきましては、ポケットウエットティッシュ、ポケットティッシュの購入費、大事業、防災施設等管理運営事業、小事業、防災用品購入費63万円につきましては、簡易間仕切り、段ボール畳セット購入に係る経費で、宮城県石巻市の被災地へ支援した物品を補充するものでございます。

次の大事業、災害対策事業、中小事業、事務費20万円につきましては、石巻市へ被災地支援の支援品の缶詰、レトルト食品を購入した経費でございます。

続きまして、目18防犯費、大事業、防犯関係事業、中小事業、防犯活動費9万円の増額につきましては、被災地に送りました乾電池を補充するものでございます。

以上で市民部所管の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

宮岡治郎委員 今のご説明のあった目15の産業文化センター費ですけれども、ガラスブロックの目地の剥落部分の補修ということですのでけれども、ガラスブロックそのものは破損しなかったということですか。

自治文化課長 今回の地震におきましては、目地の部分だけが部分的に剥落したということでございます。ガラスブロックについては損傷はなかったということでございます。

宮岡治郎委員 続いて、目17防災・国民保護費ですけれども、今ご説明のあった、いわゆる備蓄品で缶詰とかレトルト食品の補充を行ったというようなことでしたけれども、こういうものというのは賞味期限というものはあると思うのです。こういう発言をするとかなり不謹慎かもしれませんが、賞味期限がいずれ来て、それを廃棄しなければならない場合もあり得るものをうまく活用できたと、そういった意味合いもあるものではないでしょうか。

市民部参事兼防災防犯課長 ただいまのご質疑のレトルト食品あるいは缶詰につきましては、当市では備蓄はしておりません。今回石巻については、新たにあちらの要望に基づいて購入した経費でございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ市民部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で市民部所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前 9時41分 休憩

午前 9時42分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、教育総務部所管のものについて教育総務部長より説明を求めます。

概要説明

教育総務部長 それでは、議案第50号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第1号）の中で教育総務部所管の概要について説明をさせていただきます。

予算の説明書をよろしくお願ひしたいと思います。説明書の7から8ページをまずごらんいただきたいと存じます。歳入でございます。款16県支出金、項2県補助金、目9教育費県補助金、節4教育総務費補助金、いじめ・不登校対策充実事業補助金300万円は、埼玉県から学校教育に係る市町村総合助成金、いじめ・不登校対策充実事業、小中一貫推進モデル事業としての交付決定を受けたことから増額補正をするものであります。

次に、歳出について説明をさせていただきます。説明書の15から16ページをごらんいただきたいと存じます。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、大事業、教育支援事業、小事業、子ども未来室推進事業300万円は、先ほど説明をさせていただきました県補助金300万円を受けまして、小学校から中学校への滑らかな接続を実現し、いわゆる中1ギャップの緩和と不登校児童生徒や問題行動等の未然防止を図るため、モデル事業を実施するものでございます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

安道委員 子ども未来室推進事業ということで今回小中一貫モデル事業というふうなことで、東町の小中の事業になるかと思うのですけれども、これは何年間の事業というふうな形になっているのでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 お答えします。

予算がつきます1年間の単年度事業でございます。

安道委員 今回これについては非常勤講師も確保するというふうなことでございますけれども、どのような形で非常勤の方は配置、配属されるのか、内容。

教育総務部参事兼学校教育課長 お答えします。

小学校の教員が中学校に出向いて授業をしたり、また中学校の教員が小学校に出向いて授業をいたします。その教員が授業に出た学校は、その時間あくわけですので、そこへ非常勤講師を配置いたします。

安道委員 そうしますと、1年間という形で、そうすると小学校にも中学校にもその方いらっしゃるというような形になりますか。そうした場合、中学校では教科は何か、授業も持たれるというふうな形になるのでしょうか。どういう形になるのか、済みません。お願いします。

教育総務部参事兼学校教育課長 当然あいた時間のその教科を教えるわけですので、中学校においてはその教科の非常勤講師、小学校においては小学校は全教科を教えますので、全教科を教えることの非常勤講師というふうに考えております。

安道委員 そういう点では非常に今回それは行き届いているのかなと。今までやっぱり授業を自習にさせてしまうというふうなことでいろいろ課題はあったかと思えますけれども、今回はそういうふうな形でやれるというのはいいと思うのですが、そうすると何人の方確保されるのですか。非常勤の方。

教育総務部参事兼学校教育課長 小学校においては複数人です。中学校においても同様に、小学校では60回、中学校においては90回、年間で授業がありますので、その対応を考えております。

委員長 複数人というのは、まだ実際には決まっていないということですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 複数人ということで考えております。最低2人以上というふうに考えております。

安道委員 それから、1年間通して小中で交流するというふうなことのようですけども、その中で、この間の説明で何かテストを実施するというふうなことであったのですけれども、今教育課程も変わりました、時間の確保が厳しくなっているというふうなことで、そして学力テストもあって、県のテストもあって、地域のテストもあってと、またここでさらにテストというふうな形でいくと、時間の確保ですとか子供の負担という点ではどのようになるのか、検討されたのか、お聞きします。

教育総務部参事兼学校教育課長 ただいまのご質疑は、ハイパーQ Uテストのお話だと思いますけれども、このテストは学級活動の時間であったり、また総合的な学習の時間であったり、また道徳の時間であったり、学校において実際に実施されるテストですので、時間の確保については教育課程に組み込んでおきますので、心配はないと思います。

安道委員 実施するに当たっては、各学校の先生方からはどういうふうな反響なのでしょう。声なのでしょう。

教育総務部参事兼学校教育課長 現在東町小中学校において、この小中学校連携は今現在実施されているところでございます。それにさらに深く小中学校連携を進めていきますので、そういう

観点で考えてもらえばいいと思います。

安道委員 これは、不登校対策事業の補助金という形ですよ。今回23年度の教育の報告書を見させていただいて、不登校の実態ですけれども、中学校の数がすごく相談件数が多く出ていました。やっぱり中学校は困難なのかなというふうなことをその数字からも感じ取ったわけですが、そういった現状とこの事業とはどういうふうにかかわってくるのか、お願いします。

教育総務部参事兼学校教育課長 不登校対応につきましては、担当の正高主幹のほうからこれからお答えいたします。

学校教育課主幹 不登校対応でございますが、委員さんおっしゃるとおり、やはり不登校については各学校、各相談所で苦勞しているのが実情でございます。ただ、総合的な不登校対策ということで数年にわたって取り組んでまいりました結果として、22年度につきましては中学校は前年度が85名の不登校生徒だったのですが、22年度69名ということでかなり減っている……

〔何事か言う人あり〕

学校教育課主幹 22年度です。ごめんなさい。21年度が85名で、22年度69名ということで、1回限りの取り組みがすぐ効果が出たとは言い切れないのですが、長年にわたってきた取り組みの成果が出ているところかなと思いますので、引き続き取り組んでいきたいと思っているところでございます。

以上です。

宮岡幸江委員 今回のモデル事業実施のほうで東町小中で行うということだったわけですよ。その中で複数の先生方の、これは今いらっしゃる先生が、例えば6年生の先生が中学校へ行き、中学校1年生の先生が小学校へ行くというような対応の仕方ですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 はい、そのとおりでございます。しかしながら、その学校にいる6年の教員ばかり、中学校1年の教員ばかりとは限りません。学校全体で取り組むわけですので、違う学年の教員が出向くこともございます。

宮岡幸江委員 ということは、新しく先生がどなたか臨時に入っていていただいて、対応するということではなくて、今いらっしゃる先生たちが、1年生と6年生とかいうことは関係なく今おっしゃいましたけれども、先生たちが行ったり来たりするということではよろしいのでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 はい、そのとおりでございます。その出た授業を非常勤講師が対応するということです。

宮岡幸江委員 そうしますと、報償費の136万円というのは、これ何のお金なのでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 非常勤講師の報酬に充てます。

宮岡幸江委員 非常勤講師というのは、あいたところに埋めてというか、今行ってしまって留守のところの先生ということでしょうか。そういうことですね。

教育総務部参事兼学校教育課長 そのとおりでございます。

宮岡幸江委員 ですので、先生が行っても、生徒のほうには何の響きもないというか、先生の欠はないということで考えてよろしいわけですね。

教育総務部参事兼学校教育課長 出向くときは、その授業の計画をつくっていきますし、非常勤講師と連携をとっておきますので、授業には支障がないというふうに考えております。

宮岡治郎委員 小中一貫推進モデル事業ということですが、東町小学校と東町中学校というのは学区は一致していますか、完全に。

教育総務部参事兼学校教育課長 完全に一致しているかどうかは、現在私把握しておりません。完全に一致かどうかは把握しておりませんが、東町中に入学してくる児童はすべて東町小学校から、したがって一致してございます。

堤委員 まず、県の事業のスタートなのですから、いつ始まった事業なのですか、これは。

教育総務部参事兼学校教育課長 今年度から始まった事業でございます。

堤委員 今年度からということは、要するに4月からということですよ。この事業の要するに県で計画した情報というのは、当然22年度に入っていると思うのですけれども、本来であれば新年度からきれいにスタートできれば一番計画もしやすいと思うのですけれども、なぜ6月の補正になったのか。

教育総務部参事兼学校教育課長 本事業につきましては、県より示されたのが平成22年度末の2月でございました。この関係で当初予算に計上することは時期的にできなかったわけで、今回6月の補正に計上させていただきました。

堤委員 県全体では、これ何校ぐらいモデル事業として予算化されている事業なのですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 県内8市町村で実施しております。西部管内では、本市のほかに嵐山町が実施しております。

堤委員 このモデルに対象となる条件としては、未来子ども室とか、それから未来子ども部とか、そういう組織を持っている市町村が対象ということですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 特にそういう条件はございません。

堤委員 そうすると、県内どのぐらいの学校があるかわかりませんが、1市1校がモデルということですよ。そうしますと、このモデル事業に対象となる学校は、何校中何校なのですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 全県で何校というのは把握してございませんが、県内8つの市町村はわかります。

堤委員 こういった補助事業というのは、手を挙げて、県の事業全体からいって予算化されたものが満たなければ、当然手挙げた市町村というのは該当すると思うのですけれども、仮に県全体の事業から希望する市町村が多かった場合には当然何らかの措置があると思うのですけれども、

ども、入間市が手を挙げて受けられたという背景というのはどういうふうを考えていますか。

教育総務部参事兼学校教育課長 入間市は、現在子ども未来室推進事業を行っております。小中連携を強めるとともに、保幼小、小中、中高の連携教育に力を入れております。そういうことを申請理由にして申請しました。したがって、そういうところも加味されているのではないかな、そういうふうに思います。

堤委員 市内16小学校区の中で東町が選定された理由というのは何ですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 東町小中については、昨年度より市の小中連携のモデル校となっております。東町小中学校レインボープロジェクトという計画で児童生徒の交流の取り組みを行っております。この事業を行うことによりまして東町小中の取り組みをより深めることもできますし、また成果を客観的に検証できるということを考えて、東町小中を対象といたしました。

堤委員 今現在新学期がスタートして2カ月が過ぎましたけれども、実際に各学校の中1ギャップの、出方もさまざまだと思うのですけれども、現状としてはどういうふうに分析しているのですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 生徒指導の担当の正高主幹に答えてもらいます。

学校教育課主幹 東町小中でございますけれども、例えば不登校の人数ですが、小学校のときの子供が中学校へそのまま上がってございます。小学校のとき不登校だった子は、残念ながら現在はまだ中学校でも不登校の様態を示している状況でございます。ただ、この事業が進んでまいりますと、小学校のとき見た中学校の先生、中学校から授業をしに来てくれた先生がいたりしますので、適応は進んでいくのでは、いいほうに進んでいくのではないのかなというふうに考えております。実際問題昨年度、先ほど課長のほうから申し上げましたとおり、プロジェクトを進めておりますので、見た先生がいるという実情も現在ありますので、子供たちも多少の安心感はある、見た先生がいるということでの話はあると聞いております。よろしいでしょうか。

堤委員 確かに一面ではそういう部分もあるでしょう。しかし、例えばすべての学校がそういうことができているわけではないわけですよね。そうしますと、では現状として考えると、そういった小学校から持ち上がりで一部中学でも教師が教えるという形がとれない学校についてはそういった期待は全くないわけですよね。ですから、それは対症療法であって、根本的なやっぱり中1のギャップをなくしていくためには、もっともっと根本的な要因が複雑に絡んでいるのだというふうに思うのです。それをやっぱり解きほぐしていかない限りは、そういう関係プレーを仮にやったとしても、それは形の上でのことであって、根本的な解決にはならないという、そういう認識はありますか。

教育総務部参事兼学校教育課長 各学校においては条件はさまざまだと思いますけれども、この事業

を通しまして、単年度事業でございますが、その成果は報告書という形で市内の小中学校に広めたいというふうに考えております。現状の予算の中で、できるだけ有効な取り組みを各学校に合わせて推進してもらえるように、報告書の中の特にいいところ、特に効果の上があったところを各学校にまた研修会等で広めて推進していきたいと、そのように考えております。

堤委員 モデル事業でされるわけですから、当然いい面も、もうちょっとという部分も、いろいろ成果は出てくると思うのですけれども、それを例えばその成果の部分をはかの学校に報告という形で流した場合に、そのとおりにやればそのとおりの結果が出るという、そういうものでもないと思うのです。やっぱり地域の実情とか不登校、いじめも含めて、さまざまな要因がありますから、モデルとしてやった事業については、これは一つの成果が出たけれども、それを別の学校に置きかえて、同じような成果が出るかという、そういう保証はないですよ。ですから、やはりモデル事業でやるということは非常に結構なことですが、物事のやっぱり本質をしっかりとフォローしてもらいたいと思うのです。どういう環境で、またどういう子供たちが通っていたとしても、そこの底辺に流れる共通性というのですか、いじめの問題にしても不登校の問題にしても、やっぱり個々の子供たちの生育環境とか、子供の性格もあるでしょうし、そういった基本的な内容を押さえていかないと、ただモデルだから、やって、一つの形ができればいいというものではないと思うのです。その辺のバランスというか、兼ね合いというのですか、それはどういうふうに考えているのですか。例えば中1のギャップをなくすために支援員制度というのがありますよね。それとの絡みとか、いろいろなものがあると思うのですけれども。

教育総務部副参事（教職員指導・子ども未来室担当） 今プラスの面、マイナスの面、いろいろあるということで、それが成果を流した場合、同じようにというお話でしたけれども、既に各小中学校では中学校区を中心に小中の交流あるいは連携ということを行っております。なおかつ東町小中の場合にはそれに強化した形で今事業を取り組むということになっておりますので、今全くほかの学校が何もやっていないという状態ではありませんので、各学校なりに子供たちの実態、地域の実態に応じて小中の連携ということは進めているということにあります。中1ギャップの支援員という件ですけれども、こちらのほうも市としても当然視野に入れておまして、そういった支援員のほうを配置する予定ということは計画に入れてあります。

以上でございます。

堤委員 そうすると、今の支援員というのは実際には事業化されていない、計画ではそういう一つのひな形があるけれども、巡回指導みたいな形の支援員というのは今行われていないということですか。

教育総務部副参事（教職員指導・子ども未来室担当） 昨年度は行われていましたが、今年度はこれ

からというところになっております。

以上です。

小出委員 基本的なところをちょっとお聞きするかもしれないのですが、小学校の先生が中学校に行くということですよ。小学校でずっと教えていた先生が免許があるから、中学校にも行くという形になるわけですよ。そうすると、専門性という部分ではやっぱり小学校と中学校とかなり違うと思うのです。その辺のところの対策というか、やっぱり授業がすごく大事になると思うのですが、そのところについてはどういう考え方なのでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 小学校の教諭が中学校へ行って授業を教えるときに、例えば全く中学校のその授業の先生がいなくて、小学校の教員が単独で教えるということではないのです。チームティーチングと申しまして、例えば数学であったら数学の授業を教えている先生が、中学校の先生が現におりまして、そのクラスに入って自分が小学校で教えてきた子供の机を回って、机間指導と申しますけれども、机間指導して子供の学力を高める支援をするとか、またあるいは数学、英語であったりしたところを2クラスのところを3クラスに分けて、そうしますと当然2名の中学校の教員のところに1名足りなくなるわけですから、3クラスに分けたところに1名小学校の教員が行くと。そして、算数であったら算数の習熟度別学習を行うと、そういうような形式をとって推進していきたいというふうに考えております。

小出委員 そうすると、やっぱり小学校でずっと知っていた先生が中学校に来てということで、人間関係というか、信頼関係を重視するという方向性の考え方でいいわけですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 そのとおりでございます。特に中学校1年生の中1ギャップの対応には、小学校の先生が中学校に出向くというのは大変有効だと考えております。

小出委員 それで、行くわけですよ。小学校なり、中学校の先生が交流するという形で行くわけですが、それで行って非常勤の先生が補助するということで、これは1年間非常勤の先生がずっと授業に入るということではないのですよね。つまり1年間ちゃんと学年初めから学年終わりまで、年度末までずっとその教科を持つということではなくて、きょうは非常勤の先生で、次はいつもいる先生とか、そういう形になるわけですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 基本的には、非常勤の教員が入るというふうに考えていただきたいと思えます。

〔何事か言う人あり〕

教育総務部参事兼学校教育課長 ただいま訂正いたします。正高主幹がお答えします。

学校教育課主幹 教員が出る日数決まっておりますので、その出たときは入るという形でございます。

それから、丸1日出ることは想定しておりませんので、例えば午後の4時間であるとか、その部分を補うというふうに考えております。

以上です。

小出委員 そうすると、やっぱりちょっと自分が疑問に思うのは、先生かわるわけですね、割と。

割とよくかわるといことですね。1年間の中で、きょうはその先生で、次のときは違う先生が授業やるということですからね。そうすると、もちろん中学校の人間関係はいいにしても、そっちの非常勤になってしまった部分というのは非常に手薄になると。非常勤の先生というのは、すごく百万ですね、補助金が。そういう意味で授業、これは生きていけない、ちょっと厳しい報酬なわけですね、非常に。そういうところでやっぱり専門性の教師というのは本当に、余り主張する気はないのですけれども、いずれにせよ非常に重要だということで、この辺の手薄さがちょっとすごく非常に不安なのではけれども、この点についてはどうお考えでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 今7月ですけれども、教員採用試験を受けている臨時的任用教員等もおります。これから試験を受けて教員になろうとする者にとってみれば、教壇に立つことができるわけですし、また自分の教員採用試験に向けての勉強も必要なわけですので、いろいろな条件を考えると、こういう非常勤講師を希望する人もいます。対応できるというふうに考えております。

小出委員 受けた若い先生は、それで希望される方もいらっしゃるかもしれませんが、ちょっと質疑の仕方が悪かったかもしれないですけれども、生徒の側から見ると、先生がいつもかわるといのは、いいわけがないわけで、やっぱり一方では重視しているわけですね、人間関係を。非常に人間関係を重視していくわけですね、知っている先生が。その一方で、こっち側では非常勤の先生が授業だけに来るといことになるわけですから、その点が非常に何かやっぱりこれはちょっと一方がやたらと手薄になるということだと思のです、生徒の側からすると。

教育総務部参事兼学校教育課長 正高主幹が答えます。

学校教育課主幹 非常勤の方が見えて、まるっきりそのまま、言葉は悪いですが、丸投げでお願いしますという形は想定してございません。当然その学校の別の教師と一緒にいたりだとか、中学校では、今東町中で考えているのは、英語の時間がいわゆる先ほど話に出ましたチームティーチング、複数の者で授業を行っているのを組んでおいて、その1人が小学校へ行くと。1人は残るわけですが、そこへ非常勤が入って、いわゆる複数体制で授業するというのは継続するといような方法を考えて、委員さんおっしゃるとおり、余りにも本末転倒になるような事態は避けたいといふうな手だてはとっているところでございます。

以上です。

堤委員 総括でも授業の細かい内容が紹介されていて、子供の交流もあるという話もありましたよね。これ具体的にどういう考え方なのか。

教育総務部参事兼学校教育課長 正高主幹がお答えます。

学校教育課主幹 例えばですけれども、1つは部活動というのは小学校の子供にとっては非常に大きな期待と不安があるところでございます。その部活動をとってお話ししますと、中学校の部活動の生徒が顧問と一緒に小学校へ行って、そこで部活の説明をしたり、あるいは実際に一緒にやってみたりだとかいうような交流をまず1つは考えてございます。

あとは、一緒に働いて共同作業するという視点では、植物栽培について、いろいろ消耗品等も購入する予定でございますが、植物栽培を通して委員会活動の交流をして、同じものを一緒に育てるといようなことで共同の気持ちを育てるといようなことも考えてございます。

具体的には、以上になるわけでございます。

堤委員 具体的に、では中学から小学校へという、この流れでいいわけですか。要するに未経験の世界をなるべくスムーズに通過させようということからすれば、小学校からのアプローチというのは特に必要ないわけですよ。中学から小学校へのアプローチということでもいいわけですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 それも正高主幹がお答えします。

学校教育課主幹 例えば先ほど申しました部活のことでは、逆の形としては小学生が当然部活動見学というのは、この授業にかかわらず、今まで行っていたことでございますので、小学生が中学校へ行って部活を実際にやるのを見学して、それを体感するといようなことは当然やる予定でございます。

以上です。

堤委員 年間通すと、どのぐらいのボリュームなのですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 正高主幹がお答えします。

学校教育課主幹 東町小中の予定でございますと、学期に1度か2度ぐらいのペースでは部活動の交流は行いたいというふうに考えていると聞いております。それから、植物栽培につきましては、これはもう定時、不定時に行わないと植物は成長してしまいますので、それは委員会活動の時間を通じて週に1回ぐらいのかかわりを持つということでございます。

宮岡幸江委員 先ほどの小出委員のほうからのちょっと続きでお聞きしたいのですけれども、小学校の先生が60回中学校へ行くという数でよろしかったでしょうか。

〔(はい) と言う人あり〕

宮岡幸江委員 そうしますと、60日ということですか、先生が留守になって非常勤の先生がその小学校へ行くというのは、60日ですか。1回が1日ということ。

教育総務部参事兼学校教育課長 60回でございます。

委員長 日ではないということよろしいのですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 60回ということは60日ということ。

委員長 1日の時間帯というのはどのぐらいになるのか……

教育総務部参事兼学校教育課長 1日4時間というふうに考えております。

委員長 1日4時間で60日ということですね。

宮岡幸江委員 そうしますと、そのところの中学校はチームティーチングの1人の先生という立場でいらっしゃるの、中学校はいいのかなとは思いますが、小学校はほかの先生、例えば学年主任の先生が入るかどうかわかりませんが、そうした場合には補助員の先生が主体となって60回の授業というのはやられるわけですね。

教育総務部参事兼学校教育課長 そこへ入っていくのは中学校の教員ですので、中学校の教員が小学校で授業をするという形になります。

宮岡幸江委員 ですので、中学校の先生が小学校へ行ってその時間やるわけですが、そうすると先生は中学の先生ですので、いろいろ授業のお話し合いはされてから当然その授業を受けるわけですが、その間の生徒の混乱というか、逆によくしようと思って、混乱のないように、子供が中学校へ行ってもスムーズに勉強や、それから環境の変化に対応できるようにやるわけですね、これは。それが小学校のときの年間の60回程度と考えるかどうかわからないのですが、そのところは子供たちは、子供だから、なれば早いのかもしれないのですが、中学校の先生が来てやるということは、少し子供たちがなれるまでの不安みたいなものは余り考えてはいないのでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 現在、小中学校において出前授業を行っている学校もたくさんございます。中学校の教員が小学校に出向いて授業をやるということは、小学校の児童にとってはある意味楽しみでありますし、そしてそのクラスにずっと行って授業するわけではありませんので、各学年、それから各クラスに出向いて授業するわけですので、その辺の心配はないというふうに考えております。

宮岡幸江委員 ということは、中学校の先生は6年生を見るわけではなくて、3年生か4年生とか、ほかの学年も見ることもこの60回の中にはあるということなのですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 主に6年生、5年生中心ですが、他の学年に行くこともあります。

安道委員 1年間通しての授業というふうなことで、今お聞きしただけでも内容が盛りだくさんだなというような感じを受けました。通常の状態のクラスの状況とかというふうなことは一変して、やっぱり非常に短期間に目標をつくって成果を上げていくような、そういうふうなものがどうしても先生にも求められるし、それが子供たちにも伝わっていくのかなと、こういうモデル授業というものはどうしても。そういった点では、教師の負担とか子供への影響、先ほども実は非常に高いものを目指すつもりが、実態としてむしろなかなか厳しくなるのではないかというふうな今お話もありましたけれども、現場の先生方からは、この授業を進め

るに当たってはどのようなふうな意見があったのか。

教育総務部参事兼学校教育課長 現在行っています東町小中学校においては、この授業を推進していければいいというふうに、そういう声があります。

安道委員 委嘱研究を受けて、その後大概クラスは大変になるというのは、かつてそういったこともあったかなというふうなことも聞いたりもしております。そうしたことをなくすためにも、きっと今回こういう非常勤の講師を確保するとか、そういう手だてもとられてきているのだと思いますけれども、この委嘱研究を受けて学校で研究授業というふうな形ではなくて、それぞれの学校の実態に合った先生方が求めるような研修のスタイルというものを確立させていくというふうな手法もあるかと思えますけれども、そういったことというのは検討されているのでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 この300万の予算の中には、大学の講師を招いて小中連携の研修をしていくという計画はあります。それをまた行っていきたいと思えます。

安道委員 いずれにしても先生方に過重な負担になるようなものにはならないように、また子供たちに負担が出るようなものにならないような伸び伸びとしたそういったものというふうな形で取り組んでいただければと思えますが、その点はいかがでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 今中1ギャップの緩和、それから不登校児童生徒、問題行動を未然に防ぐというのは喫緊の課題でありますし、これは長いスパンで対応していかなければならない課題だというふうに考えております。今回県から100パーセントの補助事業ということで、これを受けて入間市はこの補正を有効に活用して授業を進めていく必要があるのだなというふうに考えております。

堤委員 今回は、この補助事業の内容を議論していますけれども、相対的に考えれば、例えば中1のギャップというのは小学校のときには特に不登校というのがなかったけれども、中学の生活に入った、しばらく、これからもわかりませんよ。なじめなければ当然登校を渋るというような、そういう状況も出てくるでしょうし、例えば今市内の中1ギャップと言われるような状況はどのくらいあるのですか。例えば小学校は不登校で、その延長線上で不登校になっていく子供もいろいろな理由でいると思うのです。だけれども、小学校のときにはきちっと登校はできていたけれども、中学の生活になじめなくて、そういうことが主な理由で中学校においては不登校になってきているという実態というのはどのくらいあるのですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 担当の正高主幹から答えますが、小学校の不登校の状況から比べますと、中学校の不登校の状況は、ぐんと中学校1年の時点でふえます。数字については、正高のほうがちょっと説明をさせていただきます。

学校教育課主幹 済みません。中1まではっきりした数字を持っていないので、申しわけございませんが、例えば先ほどの22年度の話で申しますと、中学生が69名に減じたという話をしたので

すが、同じく22年度小学生は9名でございました。6年と中1の比較ができれば、わかりやすくお話しできてよかったのですが、ちょっと今手元に資料なくて申しわけございません。ただ、これを比べても小学校の9に対して中学校の、1から3年入っていますが、69名ですので、委員さんがおっしゃるような状況はやはりあるのだろうというふうには考えておりません。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ教育総務部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で教育総務部所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のもの質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時28分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、生涯学習部所管のものについて生涯学習部長より説明を求めます。

概要説明

生涯学習部長 議案第50号、入間市一般会計補正予算（第1号）のうち生涯学習部所管のものにつきまして、概要をご説明申し上げます。

それでは、補正予算（第1号）歳入歳出予算事項別明細書によりまして、歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。説明書の15、16ページをごらんいただきたいと存じます。項5 社会教育費、目4 青少年活動センター費の大事業、施設管理費91万5,000円の増額についてご説明いたします。ご承知のとおり、青少年活動センターは東日本大震災の一時避難所として3月19日から4月30日まで43日間開設いたしました。この間延べ14世帯、41人の方を受け入れました。今回の補正増額は、この避難所開設に伴うものでございます。11節の需用費20万6,000円の内訳でございますけれども、ふろ用の特A重油、調理室でのプロパンガス代等の燃料費と水道料金及び炊飯器購入代でございます。また、節12の役務費2万8,000円でございますけれども、宿泊用のシーツクリーニング代の経費でございます。節13の委託料68万1,000円につきましては、避難所期間中の夜間人的警備の委託、調理室等の排水管清掃委託、客室を初め全館の清掃委託に要するものでございます。

以上で生涯学習部が所管する補正予算の概要説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

宮岡幸江委員 43日間といいますと、この間土日も入っていますよね。職員の体制というのは、どう
いうふうにやられていたのでしょうか。

生涯学習部参事兼生涯学習課長 職員の体制、この間嘱託の所長1人に職員4名おりました。3月中
は4名、それから4月に入りまして、人事異動に伴い、3名になりました。この間の件につ
きましては、3月中は生涯学習部の中の博物館の職員、それから生涯学習課、児童センター
の職員、こちらが応援に駆けつけました。3月中の博物館の職員につきましては、計画停電
中でしたので、館の行事がないということでお願いをいたしまして、応援をいただきました。
4月に入りまして、やはり生涯学習課、それから児童センターの職員でローテーションを組
みまして、青少年活動センターに行って青少年活動センターの職員ともども土日も含めて手
伝いを行いました。

以上でございます。

宮岡幸江委員 そうすると、委託料で夜間とか、それから清掃とか委託でお願いしているわけですが
れども、このところで例えば職員の時間外というようなものは発生しなかったということ
ですか。

生涯学習部参事兼生涯学習課長 夜間の人的警備につきましては、最初の3月19日、こちらにつつま
しては職員も泊まりましたので、時間外が発生しております。最初、当初やはりこういう避
難所になったのが初めてということでありますので、多少の混乱もありますし、当初はかな
りの時間外3月中は発生しております。それで、3月中は避難された方も次々、一遍に来る
のではなく、次々いらっしゃいますので、それぞれの家族にそれぞれの要望がございますの
で、そういうものも調整しながらでしたので、3月中かなり青少年活動センターの職員の時
間外は発生しております。そういうこともありましたので、博物館、それからこちらの生涯
学習課、児童センターの職員が幾らかでも軽減されるようにということで応援に駆けつけた
ところです。

清掃の関係は、実はこちらは避難所が終わってからの清掃、全館やはりふだんは青少年が
泊まる場所ということで、宿泊の部屋では飲食は控えていただいて、食堂等でやっていた
たく形になっておりましたが、避難所になっておりましたので、高齢の方もいらっしゃる。
それから、高齢で介護が必要な方もいらっしゃいましたので、部屋で食事をとったりですと
か、あと小さなお子様、赤ちゃんです。いらっしゃいましたので、おむつがえ等部屋で行っ
たり等はありましたので、避難所が終わった時点で宿泊のお部屋を重点的に清掃をしていた
だいたという形になっております。

以上でございます。

宮岡幸江委員 皆様のご苦労大変だったと思うのですが、最初から、受け入れのときから混

乱は地域の人たちの話や何かもあわせると結構あったように思うのですが、先ほどの応援の人たちの、教育委員会のほうの所管の方たちが応援に行っているのかなという感じなのですが、例えばこれは避難の人たちの受け入れは福祉部ですよね。そちらとの連携とか、そういうものは当時というか、入っている間どうされていたのでしょうか。

生涯学習部参事兼生涯学習課長　こちらは、電話連絡はもちろんですが、まず入所に当たっては、説明等は所管する生活福祉課のところで説明していただいて、こちらに避難する方が青少年活動センターに来るという形をとっておりました。窓口である生活福祉課、こちらではもう毎日のように夕方来ていただいて、こちらの避難所との関係、調整しておりましたので、当初、3月19日、初めて受け入れた日、それからその二、三日は確かに混乱ございましたが、それ以降は大分混乱がおさまり、いろいろな意味で連携をとれるようになってまいりました。これは、市として初めてのことでしたので、青少年活動センターの職員には大変だったのですが、こちらも含めてなるべく応援に行くようにしてそれを乗り切ったというのが状況でございます。

宮岡幸江委員　今回本当に初めてのことで、何から何までが大変だったのかなというのを本当にお察しするところなのですが、受け入れる場所とすれば、もう青少年活動センターしか入間市にはないのかなと思うのですが、そうした場合に防災訓練等とか今まで入間市もずっとやってくるわけですが、その防災訓練等の生かし方というか、今回はそのような連携のあり方みたいなものは、今後これから多分今回のことでいろいろな面で生かされるのかなと思うのですが、今までそういうことを想定はなかつたろうけれども、そのところが何か市民の周りのボランティアの方の活用の仕方とか、いろいろなこと考えると、これからどのようにこれを生かしていけるのかなというのは思ったところなのですが、

生涯学習部参事兼生涯学習課長　こちらについては、今ご指摘のことごもっともだと思います。そうしまして、こちらは連携会議というのが4月になりまして、立ち上がりまして、こちら生活福祉課のところ、それから入ってきた方々に健康福祉センターにお願いして保健師さんに必ず1回は来ていただくようにしておりましたので、週1回必ず来て健康相談などもしていただきましたので、やはりそういう担当の職員、それからこちらの青少年活動センターの職員で連携会議を開き、総括もしておりますので、そういうもので今後生かしてまいりたいと存じます。

宮岡治郎委員　関連しまして、所轄は防災防犯課なのですが、防災訓練は。ただ、ことしの8月21日の防災訓練で避難所訓練という新しい試みもあるようなのですが、その辺の例えば、実績があった施設ですから、その訓練の対象の検討などは今始まっているのですか。

生涯学習部長　この関係につきましては、市民部のほうで所管しておりまして、まだ説明会等は行われてございませんので、これから明らかになると思います。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ生涯学習部所管のものについての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時41分 再開

委員長 会議を再開いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第50号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第1号）のうち所管のものについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 閉会の宣告（午前10時42分）

委員長 これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって福祉教育常任委員会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

福祉教育常任委員会委員長 永 澤 美恵子